

## 条例の見直しに係るテーマ別の議論 1

（前文、第1条 目的、第2条 定義、第3条 障害を理由とする差別の解消の  
基本理念、第4条 市の責務、第6条 市民の責務）

### 1. 議論のテーマ（条例該当箇所）

- ・ 前文
- ・ 第1条 目的
- ・ 第2条 定義
- ・ 第3条 障害を理由とする差別の解消の基本理念
- ・ 第4条 市の責務
- ・ 第6条 市民の責務

### 2. 論点

- ・ 現行の内容を踏襲しつつ、見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。

### 3. 議論のポイント

#### ○条例の見直しに関する視点

- ・ 市民へのメッセージとして新たに盛り込むべきことはあるか。
- ・ 国の法改正及び基本方針の改定案の内容に関して、現時点では、条例前文及び条例第1条～第3条、第4条、第6条の内容に大きな影響のある変更は無い。なお、条文に係る用語の定義追加・修正等は事務局にて今後精査する。
- ・ 委員から、障害は障害がない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるとする障害の社会モデルの考え方を前文に盛り込むことについて意見があった。
- ・ 委員から、第3条第5号の「障害のある女性は障害及び性別による複合

的な要因により差別を受けやすいこと」について、性別を盛り込むことの妥当性について意見があった。女性や児童への適切な配慮については、障害者権利条約や国の基本方針に記載されている。

- ・ 委員から、災害時における避難や避難所における障害のある方への配慮や不利益な取り扱いを禁止する内容を盛り込むことについて意見があった。ヒアリングでは、被災地域の経験や教訓から障害者と防災に関する内容の追加について意見があった。災害発生時における適切な支援活動については、第3条第6号に記載している。

※上記以外の視点等につきましても幅広くご議論ください。

#### 4. 第1回協議会（令和4年5月26日開催）における委員からの主な意見

##### ○前文、第1条 目的

- ・ 実際に私たちが生きやすい社会、世の中と現実とのギャップが大きいと感じることがある。そのギャップを少しでも小さくできるような条例になっていくとよいと思う。
- ・ 条例の前文に、「機能障害がある状態が問題なのではなく、機能障害のある人が生活する際にバリアになる社会的障壁を取り除けていないことが問題」というような表現を加えるとより具体的な考え方が伝わると思う。

##### ○第3条 障害を理由とする差別の解消の基本理念

- ・ 第3条第5号「障害のある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと」について、性別を盛り込むことが妥当なのかを検討してもよいと思う。
- ・ 災害時における避難や避難所において障害ある方への配慮や不利益な取り扱いをしないというような点が盛り込めたら良い。

## 5. 関係団体等へのヒアリング等における意見（抜粋）

- ・ 悪意のない・差別の意図のない差別は、法律や条例ではどうしようもない事だが、いろんな障害のある人が身近に普通にいる世の中になるのが差別解消へ繋がっていくのだと思う。そのために、ご自分の意思で「これをやりたい」「これに参加したい」「そこへ行きたい」という障害者の方たちの思いが実現するような条例が整備されていって欲しいと思う。  
【障害福祉関係団体】
- ・ 障害のある人同士でも偏見や差別がある。そのため、障害のある人にも協調性が必要であると伝えることが必要だと思う。その点が明文化されれば良いと思う。【障害者福祉関係団体】
- ・ 東日本大震災の被災地域の経験や教訓から障害者と防災に関する内容をさらに加えて欲しい。【障害者福祉関係団体】
- ・ 障害のある人から、自分は障害者なので障害者手帳を提示しなくても察して欲しいという話を受けることがあるが、見た目では分からない障害のある人もいて難しいと感じている。手帳の提示を求めること自体が差別だという人もいるので、当事者側の理解も必要だと感じている。【事業者団体】

## 6. 条例制定時の考え方（平成27年12月 条例のあり方についての答申より抜粋）

### ○目指すべき社会像

- ・ 目指すべき社会像について、協議会及びココロン・カフェでは以下のような意見が出された。
  - 共生社会の実現、多様性を認める社会
  - 自己決定、自己実現、自立できる社会、生き方が尊重される社会
  - 基本的人権、自由・平等が尊重される社会
  - 障害があっても当たり前前に生活し参加できる社会
  - 障害理解、相互理解を進める社会
  - 思いやりのある社会
  - 違いに寛容な社会

- ▶ 解り合い、労わり合える社会 など
- ・ これらは、障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別解消法に掲げられている基本的な理念等の趣旨と同様であるとともに、仙台市が仙台市障害者保健福祉計画に理念及び基本目標として位置付けている、「共生の都」「共生する社会」、「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち・仙台」と共通するものである。

#### ○差別解消の理念

- ・ これまでの議論を踏まえ、仙台市における障害を理由とする差別を解消し共生社会を実現するにあたっての理念を整理すると以下の通りである。
  - ▶ 全ての障害者が、障害者でない人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
  - ▶ 障害を理由とする差別は何人もしてはならないものであり、障害を理由とする差別を禁止・解消し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していくこと。
- ・ 「差別禁止」か「差別解消」については、様々な意見が出されたが、障害を理由とする差別を「なくし」、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会を目指していくことについては、多くの委員の考えが一致しているところである。
- ・ 障害者虐待について、差別と密接な関連があることや、障害者虐待防止法では規定されていない医療や学校などにおける虐待を規定する必要があるのではないかという意見があったが、これについては、早期発見のための啓発や緊急対応などを含め、既に障害者虐待防止法に基づき対応していることから、条例では、前文などで、差別的行為と虐待との関連などについて記載すべきである。

## ○共生社会を実現するために必要なこと

- ・ 共生社会の実現に向けては、障害者に対する社会的障壁を除去するため、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を拡大していくことが必要である。
- ・ その過程では、差別をされた側が差別をした相手方を非難し制裁を加えようとするのではなく、双方が解決に向けた対話を行いながら相互理解を促進していくことが必要である。

## ○仙台市の福祉まちづくりの歴史

- ・ 仙台市が条例を制定するにあたっては、仙台市の福祉のまちづくりの歴史を踏まえ、仙台市ならではの主張を盛り込むべきである。
- ・ 協議会やココロン・カフェでは、「仙台四郎」を育んだまちの歴史や、昭和 40 年代の「福祉のまちづくり」「生活圏拡張運動」、また、先駆的にバリアフリー化を進めた「ひとにやさしいまちづくり条例」のことが語られたほか、東日本大震災の被災地としての経験を反映させるべきとの意見が出た。
- ・ これらは、前文などで記載するべきである。

## ○複合的に差別を受けやすい障害のある女性や児童の視点

- ・ 協議会やココロン・カフェ等では、障害による差別に加えて、性別による差別を複合的に受けやすい女性の障害者や、障害及び年齢に適した支援が必要な障害のある児童についての課題があげられた。
- ・ 障害者権利条約においても掲げられている内容であり、障害のある女性や児童はより適切な配慮が求められるべきであることから、仙台市の条例においても、基本理念等において盛り込むべきである。

## ○市の役割

- ・ 市の役割は、基本理念に則り、事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のための必要な施策

を計画的に実施することという趣旨の役割とするべきである。なお、差別解消の施策等の進捗管理については、協議会が定期的に障害者保健福祉計画のモニタリング等において実施することが適当である。

- ・ 市の役割に、共生社会の実現のための必要な施策の計画的な実施のほか、「指導・監督すること」を加えるべきとの意見があったが、事業者への指導・監督については、個別法に基づいて権限が行使される事項はその法の中で対応し、市内部における指導・監督については、上述のモニタリングにおいて適切に実施していくべきである。
- ・ また、市の役割の「必要な施策を計画的に実施すること」において、事業者等による合理的配慮の提供が拡大するよう、市はしっかりと研修を行うべきである。
- ・ また、市は、障害者に対してより配慮された施策を実施するためにも、政策形成過程において障害者の参画を推進するべきであることを、基本的な施策において盛り込むべきである。

#### ○市民の役割

- ・ 市民は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるという趣旨の役割とするべきである。
- ・ なお、障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であるので、障害者の役割も明示してはどうかという意見もあったが、障害者の中には自ら声を発することが困難な人もいることや、障害の有無で市民を区別する必要はないのではないかと意見も踏まえ、障害者の役割についても、市民と区分して規定するべきではないと考える。
- ・ また、市民の役割として、例えば「差別をしない市民になるように努めること」など具体的に記載することが必要ではないかという意見もあった。

## 7. 国の基本方針改定案(抜粋)

※現行の基本方針からの修正点(案)は、《二重山形かっこ書き》で前後を挟んでいる

※改定案は第69回障害者政策委員会(令和4年8月1日開催)の資料1より抜粋

### 第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

#### 2 基本的な考え方

##### (1) 法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあ《る。》こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され《るとともに、障害者や行政機関等・事業者、地域住民といった様々なステークホルダーの協力により、共生社会の実現という共通の目標の実現に向けた取組が推進されること》を期待するものである。

##### (3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解

消に係る気運の高まりがみられるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

## 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

### 1 法の対象範囲

#### (1) 障害者

対象となる障害者は、《法》第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者で《あって》、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。《これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、》障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害《及び高次脳機能障害》を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者《の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、》いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に《障害のある女性》は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害《のある子供》には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。